平成２１年（フ）第２４０２５号
愛知県名古屋市千種区自由ケ丘１丁目16―１―111
破産者　山田　秀孝（旧姓須貝）
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０２７号
千葉県柏市豊四季185―９―405
破産者　栗原ひろみ（旧姓石橋）
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０３４号
千葉県茂原市長尾2577、住民票上の住所千葉県山武市日向台12―９
破産者　阿嘉　千鶴
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０３５号
千葉県山武市日向台12―９
破産者　阿嘉　宗之
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０３６号
静岡県浜松市中区西浅田１丁目５―17―702
破産者　坂田ひかる（旧姓大島）
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０４８号
栃木県栃木市大塚町1622―１
破産者　齊藤　幸子（旧姓原）
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０５４号
福島県須賀川市緑町114―１
破産者　御代田　誠
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０５６号
東京都江東区富岡１丁目22―23
破産者　今村　悦子
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１６２号
埼玉県草加市草加１丁目２―19―203
破産者　甲斐　直美
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３１０号
栃木県小山市東間々田３丁目19―26
破産者　百百　英海
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３４８号
東京都大田区西蒲田３―16―９、住民票上の住所東京都大田区西蒲田６丁目25―11
破産者　天野三代子
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３４９号
東京都大田区西蒲田３―16―９、住民票上の住所東京都大田区西蒲田６丁目25―11
破産者　天野寿三江
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３５７号
埼玉県川口市芝中田１丁目３―17―202
破産者　澤田　　彪
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３６７号
東京都立川市錦町１丁目14―30―305
破産者　近藤アマリヤこと　コンドウ　アマリヤ　バスコ
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３７１号
千葉県船橋市習志野台５丁目２―３―102
破産者　木戸　　明
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３７２号
千葉県船橋市習志野台５丁目２―３―102
破産者　木戸千寿子
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４４１４号
東京都江戸川区北小岩５丁目29―３
破産者　林　　敏雄
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４４１７号
神奈川県横浜市西区楠町11―３―510
破産者　箭内　理恵
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４４１８号
福島県須賀川市西川字池ノ上18―２―Ｂ―105
破産者　加藤　真理（旧姓箭内）
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４４２０号
東京都杉並区方南１丁目51―７―609
破産者　鈴木三枝子
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４４２１号
東京都台東区上野１丁目12―２、住民票上の住所東京都文京区根津２丁目20―16
破産者　豊田　幸夫
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４４３３号
千葉県君津市郡１丁目21―31
破産者　出口　真美
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７号
和歌山県紀の川市上神渕1398―３、開始決定時の住所東京都江戸川区船堀６丁目１―28―101
破産者　モト・ショップＳＫこと　河原木弘美
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部